

○国土交通省告示第733号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十九年六月四日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（京都西立体交差事業「千代原口地区」・京都府京都市西京区上桂三ノ宮町地内から同区御陵塚ノ越町地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 京都府京都市西京区上桂三ノ宮町、桂乾町、上桂森下町、桂千代原町、山田車塚町、山田中吉見町、山田大吉見町、御陵溝浦町、御陵内町、御陵北山下町及び御陵塚ノ越町地内
- 2 使用の部分 京都府京都市西京区桂千代原町、山田車塚町、山田中吉見町及び山田大吉見町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、京都府京都市西京区上桂三ノ宮町地内から同区御陵塚ノ越町地内までの延長965mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道9号改築工事（京都西立体交差事業「千代原口地区」）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道9号（以下「本路線」という。）は、京都市下京区を起点とし、亀岡市、福知山市、養父市、鳥取市、松江市等を経由し、下関市に至る延長673.2kmの近畿地方と山陰地方を結ぶ主要幹線道路である。

京都府内における本路線は、京都府の政治、経済及び文化の中心である京都市と京都府西部地域とを東西に連絡し、自動車専用道路である一般国道478号「京都縦貫自動車道」へのアクセス道路として地域社会を支える重要な路線である。

このうち、京都市西京区における本路線は、京都市中心部と京都市西京区郊外の住宅地等を結ぶバス路線としても利用され、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間の本路線と府道宇多野嵐山山田線及び府道西京高槻線が平面交差する千代原口交差点は、市道を含めると6枝となる交差点であるため交差点における交通信号機の信号間隔が短いこと、交差道路間での交通量の流入が多く、交差点における交通容量が不足していることなどから慢性的な交通渋滞が発生し、円滑な交通が阻害されている。

平成17年度道路交通センサスによると、本件区間に近接する京都市西京区上桂三ノ宮町地点において51,389台/日、混雑度1.37となっている。また、平成15年7月に起業者が実施した調査によると、千代原口交差点を先頭に京都市方面へ向かう最大渋滞長1,510mが確認されている。

本件事業の完成により、千代原口交差点における本路線の直進交通が地下構造（アンダーパス）となり、最も自動車交通量の多い本路線の直進交通が平面交通から分離されることから、千代原口交差点における交通混雑の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成18年11月に本件事業の事業特性及び地域特性を勘案し、必要な項目（騒音、振動及び大気質）について予測及び評価を行ったところ、振動及び大気質については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を超える値が見られるものの、低騒音舗装の施工により環境基準を満足するものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件区間の周辺地域は、既に開発された市街地であり、本件事業は、新たに動植物に影響を与える改変を伴わないことから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、千代原口交差点における交通混雑の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、千代原口交差点における本路線の直進交通を地下構造（アンダーパス）として千代原口交差点の立体化を図る事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和35年3月19日に決定され、平成11年8月27日に変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、千代原口交差点は自動車交通量が多く、交通混雑が発生しており、できるだけ早期にその緩和を図る必要があると認められることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめ

られ、それ以外の範囲は使用とされていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 京都府京都市西京区役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 京都府京都市西京区上桂三ノ宮町、桂乾町、上桂森下町及び桂千代原町地内